

「栃木県誕生 150 年記念若者未来デザイン事業」業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨・目的

この要領は、「栃木県誕生 150 年記念若者未来デザイン事業」業務を委託するに当たり、最も確かな事業者を特定するために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 「栃木県誕生 150 年記念若者未来デザイン事業」業務
- (2) 業 務 内 容 別紙「「栃木県誕生 150 年記念若者未来デザイン事業」業務委託仕様書」
(以下「仕様書」という。) のとおり
- (3) 契 約 期 間 契約締結日から令和 6 (2024) 年 3 月 29 日 (金) まで
- (4) 委 託 料 上 限 額 9,181,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)
- (5) 問 合 せ 先 〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田 1-1-20
栃木県県民生活部 人権・青少年男女参画課 青少年育成担当
TEL : 028-623-3075 FAX : 028-623-3150
E-mail : seishonen-danjo@pref.tochigi.lg.jp

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。
- (2) 競争入札参加者資格等 (平成 8 年栃木県告示第 105 号) に基づき、入札参加資格を有する者であること。又は契約締結時まで資格を取得する見込みであること。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領 (平成 22 年 3 月 12 日付け会計第 129 号) に基づく指名停止期間中でない者であること。(4) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) の規定による更生手続開始の申立て、又は、破産法 (平成 16 年法律第 75 号) の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 栃木県暴力団排除条例 (平成 22 年栃木県条例第 30 号) 第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当する者でないこと。
- (6) 地方公共団体又は国が発注した類似業務に関し発注実績があり、確実に履行できる者であること。
- (7) 栃木県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。

4 プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール

- ア 実施要領等の公表 令和 5 (2023) 年 3 月 7 日 (火)
- イ 実施内容等に関する質問受付期限 令和 5 (2023) 年 3 月 10 日 (金) 午後 3 時必着
- ウ 質問に対する回答 令和 5 (2023) 年 3 月 15 日 (水)

エ 参加表明書の提出期限	令和5(2023)年3月17日(金)午後3時必着
オ 企画提案書の提出期限	令和5(2023)年3月23日(木)午後5時必着
カ 審査実施	令和5(2023)年3月28日(火)
キ 選定結果の通知・公表	令和5(2023)年3月末

(2) 実施要領等の配布

ア 配布期間：令和5(2023)年3月7日(火)～令和5(2023)年3月17日(金)

イ 配布場所：栃木県ホームページ(入札・公売からダウンロードすること。)

URL：<https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/koubo-itaku/index.html>

(3) 質疑・回答

プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書(別記様式1)により、電子メール又はFAXにより提出すること。

ア 受付期間：公募開始日～令和5(2023)年3月10日(金)午後3時必着

イ 質疑方法：電子メール又はFAXにより、2(5)に提出すること。

ウ 回答期日：令和5(2023)年3月15日(水)

エ 回答方法：回答は栃木県ホームページ(4(2)イのURL)に掲載する。

(4) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書(別記様式2-1)及び確認書(別記様式2-2)を作成し、持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

ア 提出期限：令和5(2023)年3月17日(金)午後3時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：2(5)

ウ 提出方法：持参(平日の午前9時～午後5時まで)、郵送(書留郵便に限る。)又は電子メール

※郵送又は電子メールの場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

※参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和5(2023)年3月20日(月)午後5時までに辞退届(別記様式3)を提出すること。

(5) 企画提案書の提出

参加表明書の提出後、仕様書及び以下のア～オに基づいて企画提案書を作成し、持参又は郵送により提出すること。※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

ア 企画提案書の用紙は、原則としてA4版用紙を使用することとし、A3版用紙を使用する場合には、A4版サイズに折り込むこと。カラー印刷とすること。

イ 企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。

なお、記載順序は任意とする。

(ア) 企画提案内容(目的、効果、訴求ポイント等)

- ・ミライ Lab. 及びパフォーマンスについて

事業内容や参加団体の活動を広く発信するための効果的な周知・広報及び参加者の募集方法について、具体的に記載すること。

- ・フィールドワークについて

ミライ Lab.に参加する若者が、とちぎの将来像を描くに当たって参考となる先進

的な事例や伝統文化を生かした事例に取り組むモデル企業等を1社以上提示すること。また、提示理由や訪問時に想定される活動についても具体的に記載すること。なお、事前に該当企業等から内諾を得る必要はない。

- ・若者未来デザインフォーラムにおけるオープニング・エンディング演出についてオープニングにおける演出や本県が実施する「県誕生150年記念事業」の締めくくりとしてのエンディングにおいて、本業務の効果を向上させる独自の企画を提案すること。提案事項の実施に要する費用についても、本業務の委託料に含めること。

(イ) 実施計画及び全体のスケジュール

(ウ) 業務遂行人員体制

(エ) 類似事業の業務実績

(オ) 見積額

ウ 企画提案書は1者1提案とする。

エ 企画提案書の提出部数は、6部（正本1部、副本5部）とする。

なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記載しないこと。

オ 提出の際に、栃木県知事宛ての見積書の正本1部を提出すること。

なお、見積書は必要な項目ごとに区別する（諸経費や消費税も区分する）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

(6) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年度栃木県条例第32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。

カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。

ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

ケ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。

コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5 審査方法等

(1) 契約候補者の選定方法

「「栃木県誕生150年記念若者未来デザイン事業」業務委託に係るプロポーザル審査及び委託契約候補者の選定要領」のとおり。

(2) 評価基準

別表「「栃木県誕生 150 年記念若者未来デザイン事業」業務委託プロポーザル審査会審査基準表」のとおり。

(3) プレゼンテーションの実施

企画提案書及び見積書についてプレゼンテーションを実施する。時間、場所については、別途通知する。

(4) 審査方法

企画提案書、見積書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、プロポーザル選定委員の意見（採点等）を聴取し評価を行う。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 見積書の金額が 2（4）の委託料上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、契約候補者の名称等をホームページに掲載する。なお、審査内容に関する質問や異議は、一切受け付けない。

7 契約手続

(1) 契約候補者に選定された者と栃木県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、委託契約を締結する。

(2) 契約代金の支払いについては、原則、精算払いとする。

(3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。

8 特記事項

令和 5（2023）年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、このプロポーザルの変更又は中止等を行うことがある。